

令和8年4月1日スタート!



# 不妊治療費助成制度の助成範囲を 拡充します



## 一般不妊治療

人工授精

4 最大  
万円助成

NEW

## 特定不妊治療

体外受精  
顕微授精  
男性不妊治療

5 最大  
万円助成

NEW

## 先進医療

厚生労働省  
告示の  
13技術

5 最大  
万円助成

### 申請対象者



以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- \* 法律上の婚姻をしている夫婦
- \* 医療機関において不妊症と診断を受けている
- \* 治療を受けている期間において、他の自治体の助成を受けていない
- \* 治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して大津町に住民登録がありかつ居住している
- \* 町税を滞納していない世帯
- \* 治療開始日における妻の年齢が、一般不妊治療の場合 41歳未満  
特定不妊治療および先進医療 43歳未満

過去に条件としていた  
所得制限は、ありません

### 問い合わせ・申請先

大津町役場 健康保険課 母子保健係  
【TEL】096-294-1075

窓口開庁時間：平日午前8時30分から午後5時まで

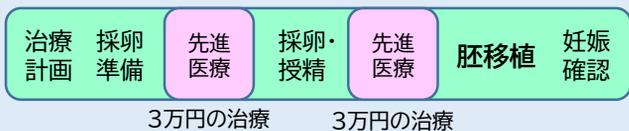




	一般不妊治療	特定不妊治療	先進医療
助成対象の 治療	保険診療で実施した人工授精	保険診療で実施した体外受精、顕微授精、男性不妊治療	保険診療の特定不妊治療と併せて実施した先進医療（13技術）
助成額	保険診療の自己負担費用 上限4万円	保険診療の自己負担費用 上限5万円	先進医療費用の7割 上限5万円
助成回数	夫婦1組につき1回 (妊娠毎にリセット)	採卵準備から胚移植までを 1回として、通算3回 (妊娠毎にリセット)	採卵準備から胚移植までを 1回として、 妻が40歳未満 6回 妻が40～43歳未満 3回
申請書類	一般不妊治療助成申請書	特定不妊治療助成申請書	先進医療助成申請書
	一般不妊治療受診等証明書	受診等証明書(特定不妊・先進医療)	
	助成事業に関する同意書(一般不妊治療)(特定不妊治療)(先進医療)【共通】		
	一般不妊治療交付請求書	特定不妊治療交付請求書	先進医療交付請求書
	領収書(原本)	領収書(原本)	領収書(原本)
その他		令和8年4月1日以降に 治療開始したものが 対象です	令和8年4月1日以降に 治療開始したものが 対象です

特定不妊治療助成と先進医療助成は、同時に申請することができます(通算3回まで)

R8.4.1



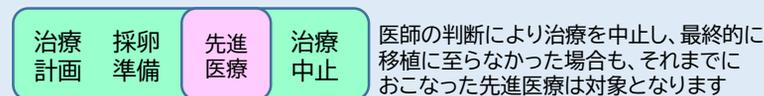
同時申請OK

特定不妊治療 1回(上限5万円)
先進医療 1回(6万円の7割である4万2千円)



同時申請OK

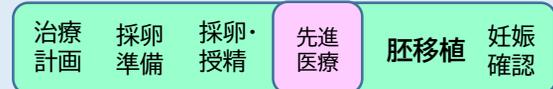
特定不妊治療 1回
先進医療 1回



同時申請OK

特定不妊治療 1回
先進医療 1回

4クール目



特定不妊治療 4回目
先進医療 4回目

→回数超過のため助成対象外  
先進医療のみ申請OK

手続方法や申請様式など、詳しくは町ホームページもご参照ください

